全体スライド（増額）の運用フロー

請負契約日（前回のスライド基準日）から12ヶ月以上

０．全体スライド試算（受注者による） → 可能性なし → **全体スライド請求なし**

可能性あり

１．増額請求（受注者 ⇒ 工事担当者）

○ 適用される工事
- 契約締結日又は直前のスライド基準日から 12 か月を経過した工事
- 基準日以降の工期が２月以上ある工事
- 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後残工事代金額が、変動前残工事代金額に比し、15/1000 以上変化（増加）していると予想される工事

○ 請求日
- スライド変更の可能性があるとして、受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○ 必要な提出様式・作業等
- 受注者は工事担当者に対し[様式１]を提出　　※[様式 1-2]は提出不要（R5.9～）

7日以内

２．基準日及び協議開始日の通知（工事担当者 ⇒ 受注者）

○ 請求日から７日以内に通知

○ 基準日
- スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準変動後単価の基準とする
- 基準日は、請求日から１４日以内の日でなければならない。

○ 協議開始日
- 基準日以降で、全体スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（受注者の数量算出や発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）

○ 必要な提出様式・作業等
- 工事担当者は受注者に対し、基準日及び協議開始日を[様式３]により通知

14日以内

３．基準日（請求日から１４日以内の日）

○ 基準日における出来形数量確認（監督職員が実施）
○ 残工事スライド金額の算定基準日

⇒ 残工事量・スライド金額の算出

４．協議開始日（基準日以降で設定：[様式３]で通知した日時）

５．スライド額協議開始の通知（工事担当者 ⇒ 受注者）

○ 必要な提出様式・作業等

① 精査した結果、スライド対象外となる場合
- 工事担当者は受注者に対し、スライド対象外となる旨を[様式６]により通知

② 精査した結果、スライド対象となる場合
- 工事担当者は受注者に対し、スライド額の協議開始を[様式７]により通知

※ 通知の日付は、原則として協議開始日と同日付けとする

14日以内

６．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から１４日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者がスライド額を承諾する場合
⇒ 受注者は、工事担当者に対し[様式１０]を送付する

② 受注者がスライド額を承諾しない場合
⇒ 協議開始日から１４日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、工事担当者は受注者に対し[様式１１]による決定通知を実施

７．契約変更（精算変更時に実施してもよい）

○ この時点（精算時点）において、上記「５.」において通知したスライド額に変動が生じる場合は、スライド額を再度算出し、通知したうえ変更するものとする。

８．工期末

2ヶ月以上

全体スライド（減額）の運用フロー

請負契約日（前回のスライド基準日）から12ヶ月以上

１．適用対象工事の抽出（賃金・物価水準等の下落を把握した時）

○ 適用される工事
- 契約締結日又は直前のスライド基準日から 12 か月を経過した工事
- 基準日以降の工期が２月以上ある工事
- 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後残工事代金額が、変動前残工事代金額 に比し、15/1000 以上変化（減少）していると予想される工事

２．減額請求（工事担当者 ⇒ 受注者）

7日以内

14日以内

○ 必要な提出様式・作業等
- 工事担当者は受注者に対し、基準日及び協議開始日を明記し、スライド協議を[様式２]により請求する。（基準日及び協議開始日の通知を、スライド請求に併せて実施）

○ 請求日
- 請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から１２月を経過した後の日

○ 基準日
- スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準変動後単価の基準とする
- 基準日は、請求日から１４日以内の日でなければならない。

○ 協議開始日
- 基準日以降で、全体スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（受注者の数量算出や発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）

３．基準日及び協議開始日の承諾（受注者 ⇒ 工事担当者）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者が承諾する場合（協議成立）
⇒ 受注者は、工事担当者に対し[様式４]を送付する

② 受注者が承諾しない場合（協議不成立）
⇒ 工事担当者は受注者に対し[様式５]による基準日及び協議開始日の決定通知を実施

４．基準日（請求日から１４日以内の日）

○ 基準日における出来形数量確認（監督職員が実施）
○ 残工事スライド金額の算定基準日

➡ 残工事量・スライド金額の算出

５．協議開始日（基準日以降で設定：[様式２]もしくは[様式５]で通知した日時）

2ヶ月以上

14日以内

６．スライド額協議開始の通知（工事担当者 ⇒ 受注者）

○ 必要な提出様式・作業等

① 精査した結果、スライド対象外となる場合
- 工事担当者は受注者に対し、スライド対象外となる旨を[様式８]により通知

② 精査した結果、スライド対象となる場合
- 工事担当者は受注者に対し、スライド額の協議開始を[様式９]により通知
- 通知日は、原則として協議開始日と同日付けとする

７．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から１４日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者がスライド額を承諾する場合
⇒ 受注者は、工事担当者に対し[様式１０]を送付する

② 受注者がスライド額を承諾しない場合
⇒ 協議開始日から１４日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、工事担当者 は受注者に対し[様式１１]による決定通知を実施

８．契約変更（精算変更時に実施してもよい）

○ この時点（精算時点）において、上記「６.」において通知したスライド額に変動が生じる場合は、スライド額を再度算出し、通知したうえ変更するものとする。

９．工期末